

地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等									
<p>(専門医等の取得を目指した医師の任期を定めた採用) 第 5 条 (略)</p> <p>(薬剤師レジデントの採用) 第 5 条の 2 (略)</p> <p><u>(初期臨床研修医の採用)</u> <u>第 5 条の 3 臨床研修の修了を目的とした初期臨床研修医を、一定の期間に限って業務に従事させる場合は、所属長が選考により任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>(任期) 第 6 条 1～3 (略) <u>4 第 5 条の 3 の規定により採用された職員の任期は 2 年を超えない範囲内で所属長が定め、採用に当たってはその期間を明示しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(給与に関する特例) 第 10 条～第 11 条 (略)</p> <p><u>第 11 条の 2 第 5 条の 3 の規定により採用された職員には、初期臨床研修を受けた期間の年数に応じ、次に掲げる給料月額及び地域手当を支給する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>単位：円</u></p> <table border="1" data-bbox="151 1388 1110 1564"> <thead> <tr> <th><u>初期臨床研修を受けた期間</u></th> <th><u>給料月額</u></th> <th><u>地域手当</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 年未満</u></td> <td><u>289, 800</u></td> <td><u>34, 776</u></td> </tr> <tr> <td><u>2 年未満</u></td> <td><u>305, 300</u></td> <td><u>36, 636</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(給与規程の準用等) 第 12 条 1～7 (略) 8 第 5 条<u>及び第 5 条の 3</u>の規定により任期を定めて採用された職員は、給与規程を準用する。ただし、第 5 条<u>及び第 5 条の 3</u>の規定により任期を定めて採用された職員に対する給与規程第 26 条及び第 29 条の規定の準用に関しては、人事部長が別に定める。 9 (略) <u>10 第 8 項の規定にかかわらず、給与規程第 8 条から第 12 条まで、第</u></p>	<u>初期臨床研修を受けた期間</u>	<u>給料月額</u>	<u>地域手当</u>	<u>1 年未満</u>	<u>289, 800</u>	<u>34, 776</u>	<u>2 年未満</u>	<u>305, 300</u>	<u>36, 636</u>	<p>(専門医等の取得を目指した医師の任期を定めた採用) 第 5 条 (略)</p> <p>(薬剤師レジデントの採用) 第 5 条の 2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(任期) 第 6 条 1～3 (略) (新規)</p> <p>(略)</p> <p>(給与に関する特例) 第 10 条～第 11 条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(給与規程の準用等) 第 12 条 1～7 (略) 8 第 5 条の規定により任期を定めて採用された職員は、給与規程を準用する。ただし、第 5 条の規定により任期を定めて採用された職員に対する給与規程第 26 条及び第 29 条の規定の準用に関しては、人事部長が別に定める。 9 (略) (新規)</p>	<p>【第 5 条の 3】 ・ 初期臨床研修医の身分を任期付職員として位置付けて採用するための改正</p> <p>【第 6 条第 4 項】 ・ 初期臨床研修医の任期について規定するための改正</p> <p>【第 11 条の 2】 ・ 初期臨床研修医に支給する給料月額及び地域手当について改正</p> <p>【第 12 条第 8 項及び第 10 項】 ・ 初期臨床研修医に係る給与規程の準用について規定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《参考》第 12 条第 8 項において、給与規程の準用について「人事部長が別に定める」としている規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 26 条 期末手当 ・ 第 29 条 勤勉手当 </div>
<u>初期臨床研修を受けた期間</u>	<u>給料月額</u>	<u>地域手当</u>									
<u>1 年未満</u>	<u>289, 800</u>	<u>34, 776</u>									
<u>2 年未満</u>	<u>305, 300</u>	<u>36, 636</u>									

新	旧	改正理由等
<p><u>13条、第14条、第16条、第18条、第25条及び第30条の規定は、第5条の3の規定により採用された職員には準用しない。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規則は令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第5条の3の規定により採用された職員については、第12条第8項の規定にかかわらず、給与規程附則の規定は準用しない。</u></p>	<p>(略)</p>	<p>《参考》第12条第10項において、給与規程のうち「準用しない」規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8条 給料表 ・第9条 昇給 ・第10条 (削除) ・第11条 管理職手当 ・第12条 初任給調整手当 ・第13条 特別調整手当 ・第14条 扶養手当 ・第16条 住居手当 ・第18条 単身赴任手当 ・第25条 管理職員特別手当 ・第30条 その他手当

令和 4 年 2 月 22 日
理事会
人事部

任期付職員に関する就業規則の一部改正について

1 改正の趣旨

足柄上病院で雇用している初期臨床研修医について、任期付職員として位置付けて採用するため、任期付職員に関する就業規則について所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 初期臨床研修医の採用に関する規定を新たに設ける（第 5 条の 3）。
- (2) 初期臨床研修医の任期について、「2 年を超えない範囲内」とする（第 6 条第 4 項）。
- (3) 初期臨床研修医の給与について、給料月額等を規定するとともに、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部を準用するものとする（第 11 条の 2、第 12 条第 8 項及び第 10 項）。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日